

○中島源陽委員長 続いて、緑風会の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて五分です。高橋啓委員。

○高橋啓委員 最後になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきまして質疑させていただきますが、制度の概要、支援金の状況、それから財源等については前質疑でそれぞれ理解できましたので割愛させていただきます。二番目も割愛させていただきます。県内のこの制度の生活困窮者に該当する世帯はどれぐらいあるのかということと、ちよつと担当にもお聞きしたんですけれども、現在集計中だというお話でしたので分かり次第教えていただければと思います。今回追加補正が必要ということは、その暮らしぶりはまだまだ大変だということです。県民に広く救済、支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、灯油購入助成費四千八百万円についてお伺いさせていただきます。

まずは、改めまして県内の実施を予定されている市町村はどれぐらいなのか、また、住民税非課税世帯が対象ですが、その対象世帯数はどれぐらいになるのか。あわせて、県の財源についてお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 既に答弁もございましたけれども、現在、二十三の市と町が実施する予定と伺っております。ただ、数はこれから増えていくと思います。声がけしろという議会からの要請もあります。しっかり声がけいたします。その結果、数が増えてくると思いますので、今後どのぐらいの市町村が参画するかというのは未定でございますので、世帯数もまだ分からないということになります。財源ですけれども、これは一般財源を予定しておりますので、県の一般財源を使ってしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○高橋啓委員 今、予定されているのは約六六%、三分の二の市町ということでございます。この助成事業なんですけれども、ほかの原油価格高騰対策事業と同じく一世帯当たり上限五千円の助成ですが、更に対象経費の二分の一を助成するか、または実施市町村の人口規模で定める限度額となるか、そのどちらか低いほうとする条件がございます。それらを勘案すると、実質平均して一世帯当たり五百円の助成となります。本事業の九割以上は実施市町村の持ち出し事業となります。ほかの事業と比較しても、もう少し限

度額を引き上げてほしいと思います。前例を踏襲したと思いますが、今回はコロナとも重なり自治体も厳しい中での生活困窮者救済事業でありますので、ぜひ限度額を取り除くか、限度額の見直しについて検討する考えはないか、お伺いさせていただきます。

○伊藤哲也保健福祉部長　ただいま委員に御紹介いただきましたように、今回補正予算案で御提案しております制度は一世帯当たり上限五千円という単価を設けておりますけれども、全体で上限を設けておりまして、人口十万人以上の市が三百万円、人口五万人以上の市が二百万円、それ以外の市町村が百万円としているものであります。これを引き上げるべきではないかという質疑だと思います。現在の灯油価格の水準、それから市町村でお考えになっているであろう制度についても、ほぼ平成十九年度の前回のときと同じような水準ということで認識しておりますので、助成限度額も含めこの制度の内容は、県としても平成十九年度当時のものとして考えましたものですので、御理解願いたいと思います。

○高橋啓委員　自治体では手出しが大変大きくなってなかなか実施に踏み切れないのが実情ですが、近隣市町村が実施するとなると実施せざるを得ないと思います。ぜひ、再検討をお願いしまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。